

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 04-7122-7172
受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後6時00分
緊急連絡先 070-3243-8027(24時間の相談受付)

指定居宅介護支援事業所の概要

事業所名 生活協同組合パルシステム千葉 居宅介護支援 にじいろばる野田
所在地 〒278-0035 千葉県野田市中野台177-7
介護保険事業所番号1271302174
サービス提供地域 野田市、流山市

※ 上記以外の地域の方はご相談ください。

職員体制 (1) 管理者 1名
(2) 介護支援専門員 3名
営業日 月・火・水・木・金(祝祭日含む)
営業時間 午前9時00分から午後6時00分

2. 居宅介護支援の主な内容

- (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者およびその 家族等に対し、運営規定の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
- (2) 居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基本として作成されるものであることを説明および同意を得た後、交付するものとする。
- (3) 居宅介護支援の提供に際し、原則として指定居宅介護支援の提供を拒まないものとする。
- (4) 当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自らの適切な指定居宅介護支援を提供することが困難である場合には、他の居宅介護支援事業者を紹介するものとする。
- (5) 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証(資格者証を含む)によって、被保険者資格、要介護認定(以下「要介護認定」という)の有無および要介護認定の有効期間を定めるものとする。

- (6)介護支援専門員は、被保険者の要介護認定に係わる申請に対して、利用者の意思を踏まえ必要な協力を行うものとする。
- (7)介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけたサービスの担当者から、会議の招集、照会等により、サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- (8)介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも市町村の福祉サービス、地域の住民によるサービスなどの利用も含めた居宅サービス計画の作成に努めるものとする。
- (9)要介護認定の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定の有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助を行うものとする。
- (10)ターミナルケアマネジメントを受けることに同意をいただいたご利用者について、24時間連絡をできる体制を確保している。

3. 利用料金

- (1) 利用料： 契約書別紙によるものとする。
- (2) 交通費：実施地域以外の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。なお、当該費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
- 契約を締結したのち、サービスの提供を開始する。
- (2) サービスの終了
- 利用者の都合によりサービスを終了する場合、文書でお申し出があればいつでも解約できる。
- (3) 自動終了
- 以下の場合、双方の文書がない場合でも、自動的にサービスを終了いたします。
- ①利用者が介護保健施設に入所した場合
 - ②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、介護保険の非該当と認定された場合。
 - ③利用者が亡くなられた場合または被保険者資格を喪失されたとき。

(4) その他

- ①利用者又は利用者ご家族が当事業所又は当事業所の介護支援専門員に対し、本契約を継続し
難いほどの背信行為(故意による暴言・暴力行為、法令に基づかない無理な要求、セクシャルハ
ラスメント行為、恫喝、誹謗中傷等)を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービス
を終了させていただく場合があります。

5. 運営の方針

- (1)事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立し
た日常生活を営むことができるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (2)居宅介護支援の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて
提供される指定居宅サービス等が特定の種類、特定の事業者に偏することがないように、公平かつ中
立に実施する。なお、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所につき、利用者からの求めが
あった場合には複数の事業所の紹介を行い、また当該事業所の選定理由の説明を行う。
- (3)居宅介護支援の実施にあたっては、関係市町村、老人福祉法に規定する老人在宅居宅介護支援
センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

6. 秘密保持

- (1)事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者
およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同
様です。
- (2)事業者は、利用者およびその家族の個人情報について、以下目的のために使用することができるも
のとしします。

- ① サービス担当者会議等利用者のための適切な介護サービス提供を
目的とする利用
- ② 介護保険請求における事務
- ③ 当事業所の行う管理運営業務(会計・経理・事故報告・サービスの質向上等)
- ④ 他の医療機関・介護機関との連携
- ⑤ 家族等への状況説明
- ⑥ 行政機関等、法令に基づく照会・確認

- ⑦ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑧ その他公益に資する運営業務(基礎資料の作成、実習協力・職員研修等)

7. サービスに関する苦情

(1)当事業所ご利用者相談・苦情担当

担当 大森美奈子

電話 04-7122-7172

(2)その他

当事業所以外に、市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

野田市役所 高齢者支援課

電話 04-7125-1111(代)

流山市役所 介護支援課

電話 04-7150-6531

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

電話 043-254-7428

8. 事業者の概要

名称	生活協同組合パルシステム千葉	
代表者役職・電話番号	代表理事長 理事長 高橋 由美子	
本部所在地・電話番号	千葉県船橋市本町2丁目1-1 船橋スクエア21 4階 TEL. 047-720-2600	
定款の目的に定めた事業		
施設・拠点等	通所介護	2ヶ所
	地域密着型通所介護	1ヶ所
	認知症対応型通所介護	1ヶ所
	訪問介護事業所	2ヶ所
	居宅介護支援事業所	2ヶ所

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 生活協同組合パルシステム千葉

所在地 〒273-0005 千葉県船橋市本町2丁目 1-1
船橋スクエア 21 4 階

代表者 代表理事 理事長 高橋 由美子

説明者 所属 居宅介護支援にじいろばる野田

氏名

私は契約書および本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名